民間紛争解決手続の業務の内容及び実施方法の概要

土地の境界に関する紛争

【法第６条１号関係】
土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争（筆界特定の手続きにより筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む）
相談室規則第４条

【法第６条８号関係】
手続実施規程
第９条

受付面談申込

受付面談員の選任

手続実施規程第１０条

【法第１４条関係】　手続実施規程第１１条

【法第６条８号関係】
手続実施規程
第１２条

受　付　面　談 → 終　了 ------ 筆界特定制度他

【法第６条８号関係】
手続実施規程第１２条

相　談　申　込

費用規程第８条「別表１」
相談申込手数料　10,000 円（税別）
期日手数料　15,000 円（税別）

相談員の選任

相談室規則第２５条
手続実施規程第１５条、第１６条

相　　談 → 終　了

【法第６条８号関係】
手続実施規程第２２条

申立人が調停申立書提出
手数料納付

【法第６条１５号関係】
費用規程第１０条「別表２」
（調停申立手数料）　20,000 円（税別）

申立人に説明

【法第１４条関係】
手続実施規程第２２条４項

【法第６条６号関係】
手続実施規程第２３条１項、３項

審　　査

不受理 → 申立人へ通知「配達証明」、書類返却・調停記録に合綴 → 申立手数料から通信費その他の実費を控除した額を返却

【法第６条１５号関係】
費用規程第１０条２項１号

【法第８条関係】
（申立ての受理）手続実施規程第２３条
（申立ての審査）手続実施規程第２３条２項

受理

調停手続開始

手続実施規程第２４条

【法第６条１２号関係】
手続実施規程第４７条１項、２項

申立人は、いつでも調停手続の申立てを取り下げることができる
→　調停手続終了（３項）→　書面手交、配達証明（４項）

費用規程第１０条２項２号

第１回調停期日通知前に取下げたとき、申立手数料５割返還

申立人に通知

【法第６条６号関係】
手続実施規程第６条
手続実施規程第２３条
３項「配達証明」

相手方に通知

【法第６条９号関係】
手続実施規程
第２５条「配達証明」

【法第６条６号関係】
手続実施規程第５０条２項

申立人に書面を直接手交又は配達証明郵便送付

【法第６条１５号関係】
申立手数料５割返還

費用規程第１０条２項３号

手続実施規程第５０条１項１号

調停手続終了

出席確認書不提出
欠席回答

出席確認

手続実施規程
第２７条１項

出席確認書の提出と出席意思あり
手続実施規程第２７条

相手方に説明

【法第１４条関係】
手続実施規程第２６条

応諾書提出無し
手続実施規程第５０条１項１号

相手方の応諾

手続実施規程
第２７条

相手方は意見書を提出することができる
手続実施規程第２８条

応諾書提出と依頼有り

【法第６条１５号関係】
調停期日手数料納付　申立人が 25,000 円（税別）

費用規程第１１条２項

第１回調停期日

（調停期日の開催）手続実施規程第３９条
（調停期日の進行）手続実施規程第３８条

調停期日手数料納付　双方が　12,500 円（税別）

費用規程第１１条３項

第２回調停期日

（効率的な進行）手続実施規程第４２条

必要と認めるときは
資料調査・測量・鑑定の実施

手続実施規程第４３条

第Ｎ回調停期日

（利害関係人の参加）　手続実施規程第４４条
（参考人からの意見聴取）手続実施規程第４５条

【法第６条７号関係】
手続の進行
（手続実施規程
２７条～５０条）

【法第６条１２号関係】
手続実施規程第４７条

申立ての取下げ

申立人

当事者の調停手続進行中の意思

相手方

【法第６条１２号関係】
手続実施規程第４８条

終了の申出

【法第６条１３号関係】
手続実施規程第５０条

調停手続実施困難
訴訟の提起
費用の不納付など

相談室長が
終了の決定

終　了

当事者に書面で通知
手交又は配達証明

【法第６条６号関係】
手続実施規程第４７条４項
手続実施規程第５０条２項

調停手続の継続・和解の意思等

調停員会が判断

【法第６条１３号関係】
手続実施規程第４９条

和解成立の見込み無し

終　了

当事者に書面で通知
手交又は配達証明

【法第６条６号関係】
手続実施規程第４８条４項
手続実施規程第４９条３項

有り

手続実施規程第４６条

【法第６条１５号関係】
費用規程第１２条「別表２」
（成立手数料）　200,000 円（税別）

和解の成立
和解契約書作成

当事者に書面で通知手交又は配達証明

【法第６条６号関係】
手続実施規程第４６条４項

調停手続終了

【法第６条２号、３号関係】
（調停員候補者）相談室規則第２６条

調停員名簿

【法第６条５号関係】
（研修）運営規程第７条、８条

（選任）手続実施規程第２９条

調停員選任
調停員の除斥

（除斥）手続実施規程第３０条

手続実施規程　第２９条４項

調停員選任書面を当事者に手交・送付

手続実施規程　第３９条

調停期日の決定

（申立人が第１回調停期日通知前取下）
費用規程第１０条２項２号

申立人取下

有り

無し

手続実施規程　第３９条２項

調停期日開催書面を当事者に手交・送付

手続実施規程
第４７条３項

終　了

申立手数料
５割返還

費用規程第１０条
２項２号